

令和2年度 宮津与謝環境組合 一般廃棄物処理施設維持管理情報

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3第6項に規定により、当組合が管理する一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報を公表します。

施設名 宮津与謝クリーンセンター
所在地 京都府宮津市字須津32番地

1 運転状況

項目	焼却量 可燃ごみ (t)	燃焼ガス温度等(連続測定)			ばいじん 除去
		燃焼ガス温度(℃)		一酸化炭素濃度 (ppm)	
測定場所	/	燃焼室中	集じん器入口	煙突	ガス冷却室 集じん装置
維持管理基準値		850℃以上	200℃以下	30ppm未満	
令和2年度	4月	-	-	-	-
	5月	-	-	-	-
	6月	-	-	-	-
	7月	914.48	944	165	4
	8月	593.63	937	165	6 8/24, 8/25, 8/26
	9月	883.04	939	165	4
	10月	675.22	927	165	7 10/18, 10/20
	11月	888.14	938	165	5
	12月	674.50	942	165	8 12/8, 12/9, 12/10
	1月	577.79	937	165	10 1/16, 1/17
	2月	461.58	936	165	6 2/24, 2/25, 2/26
	3月				

※ 燃焼ガス温度及び一酸化炭素濃度は平均値
※ ばいじん除去については、休炉期間中に行った清掃日
※ 3月は、2/16ダイオキシン類基準値超過が判明し、改善のため焼却炉停止

2 測定結果

項目	ダイオキシン類測定					
	測定日(採取日)	測定の結果が得られた日	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	飛灰 (ng-TEQ/g)	
測定場所	/	/	煙突	灰出しコンベア出口	混練機出口 シュート	
維持管理基準値			0.1ng-TEQ/m ³ N未満	3ng-TEQ/g未満	3ng-TEQ/g未満	
令和2年度	4月	-	-	-	-	
	5月	-	-	-	-	
	6月	-	-	-	-	
	7月	7月28日	9月2日	0.0059	0.0042	0.6
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月	1月26日	2月25日	★0.20	0.0012	★3.4
	2月					
	3月					

※ ダイオキシン類特別措置法では、1年に1回以上の測定
★ 基準値超過のため、原因究明、改善を実施

項目	排ガス測定						
	測定日(採取日)	測定の結果が得られた日	ばいじん (g/m ³ N)	窒素酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	
測定場所	/	/	煙突				
維持管理基準値			0.01g/m ³ N未満	250ppm未満	30ppm未満	184ppm未満	
令和2年度	4月	-	-	-	-	-	
	5月	-	-	-	-	-	
	6月	-	-	-	-	-	
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月	11月12日	12月1日	0.003未満	110	8.5	36
	12月						
	1月						
	2月						
	3月						

※ 大気汚染防止法では、1年に2回以上の測定